

## 病第1号議案

### 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「横浜市立市民病院にあつては」の次に「第2号及び」を、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあつては」の次に「第2号の2、」を加え、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 健康保険法第70条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項の規定に基づき講ずる措置として選定療養について支払を求める場合で、他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき、又は他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるときは、規程で定めるときを除き、非紹介患者加算料として、それぞれ別表に定める額

第11条第2項中「第2条第1項各号（」の次に「第2号及び」を加え、「同条第1項第2号中「企業管理規程（以下「規程」という。）で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」

病第1号

と、同項第3号、第4号」を「同条第1項第2号の2から第4号まで」に改める。

別表中「第2条第1項第3号、第4号」を「第2条第1項第2号の2から第4号まで」に、

「

項 目	区 分	金 額 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは ( ) 内の金額)
-----	-----	---

」

を

「

項 目	区 分	金 額 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは ( ) 内の金額)
非紹介患者 加算料	他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき。	5,400円 (5,000円)
	他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるとき。	2,700円 (2,500円)

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の

規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金及び使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

健康保険法等の一部改正に伴い、横浜市病院事業が経営する病院の選定療養についての利用料金及び使用料を改定するため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（使用料及び手数料）

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあっては第2号及び第6号、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあっては第2号の2、第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

②の2 健康保険法第70条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項の規定に基づき講ずる措置として選定療養について支払を求める場合で、他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき、又は他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるときは、規程で定めるときを除き、非紹介患者加算料として、それぞれ別表に定める額

（第3号から第9号まで及び第2項省略）

(利用料金)

第11条 (第1項省略)

2 第2条第1項各号 (第2号及び第5号を除く。)及び第2項の規定は横浜市立みなと赤十字病院の利用料金の額について、同条第1項第3号、第7号及び第9号並びに第2項の規定は老健施設の利用料金の額について、それぞれ準用する。この場合において 同条第1項第2号の2から第4号まで、同条第1項第2号中「企業管理規程(以下「規程」という。) で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と 、同項第3号、第4号及び第6号から第8号までの規定中「規程で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同項第9号中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者が」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者において」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と読み替えるものとする。

(第3項省略)

別表 (第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号  
第2条第1項第3号、第4号  
)

項 目	区 分	金 額 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは ( )内の金額)
	<u>他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき。</u>	5,400円 <u>(5,000円)</u>

病第1号

<p><u>非紹介患者</u></p> <p><u>加算料</u></p>	<p><u>他の保険医療機関等に対して文書による紹介</u></p> <p><u>を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診</u></p> <p><u>を受けるとき。</u></p>	<p><u>2,700円</u></p> <p><u>(2,500円)</u></p>
<p>(省 略)</p>		